

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年1月25日薬事委員会委員長裁定)

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則（令和元年6月12日薬事委員会委員長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副薬剤部長を除く薬事委員会の構成員のうちから 1人</p> <p>(2) 薬事委員会構成員の副薬剤部長</p> <p>(3) 別表1に掲げる診療科及び領域の副科長並びに別表2に掲げる部署のうちで、専任の教員が配置されている部署の長又は部署の長が推薦した者</p> <p>(4) その他薬事委員会委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第1号及び第4号の構成員は、薬事委員会委員長が委嘱する。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 第3条第1項第1号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第8条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和3年1月25日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副薬剤部長を除く薬事委員会の構成員のうちから 1人</p> <p>(2) 薬事委員会構成員の副薬剤部長</p> <p>(3) 別表1に掲げる診療科及び領域の副科長並びに別表2に掲げる部署のうちで、専任の教員が配置されている部署の長又は部署の長が推薦した者</p> <p>(4) その他薬事委員会委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第1号及び第4号の構成員は、薬事委員会委員長が委嘱する。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 第3条第1項第1号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第8条（略）</p>

別表1（第3条関係）

第一内科	内科（代謝・免疫・消化器・血液）（新設）	精神科神経科
小児科	外科（血管・呼吸・腫瘍）	外科（心臓大血管）
外科（肝胆膵・移植）	外科（消化管）	整形外科
皮膚科	泌尿器科	眼科
耳鼻咽喉科・頭頸部外科	産科婦人科	放射線科
麻酔科蘇生科	脳神経外科	歯科口腔外科
救急科		

別表2（第3条関係）

リハビリテーション科	形成外科（新設）	総合診療部
腫瘍センター	呼吸器センター	緩和ケア診療部
乳腺疾患センター	医療安全管理部	感染制御部

【改正理由】

内科の再編及び形成外科の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

別表1（第3条関係）

第一内科	第二内科	第三内科
精神科神経科	小児科	外科（血管・呼吸・腫瘍）
外科（心臓大血管）	外科（肝胆膵・移植）	外科（消化管）
整形外科	皮膚科	泌尿器科
眼科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	産科婦人科
放射線科	麻酔科蘇生科	脳神経外科
歯科口腔外科	救急科	

別表2（第3条関係）

リハビリテーション科	総合診療部	腫瘍センター
呼吸器センター	緩和ケア診療部	乳腺疾患センター
医療安全管理部	感染制御部	